

排出事業者における電子マニフェストの導入について

日本製紙株式会社

石巻工場 安全環境管理室環境管理課

■企業プロフィール

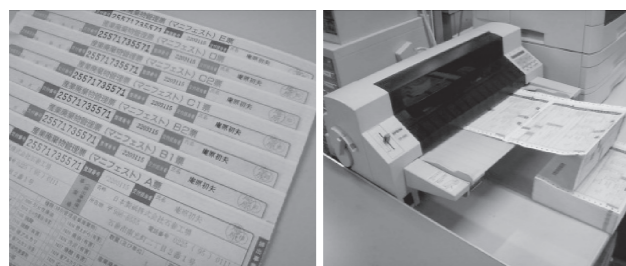
日本製紙株式会社 石巻工場は、機械パルプ・化学パルプ・古紙パルプなどの多彩な原料を使い、上質紙、中質紙、微塗工紙、コート紙、新聞用紙などさまざまな種類の紙を生産しています。臨海工場として原材料の調達に適するだけでなく、首都圏に近い生産基地として製品の輸送に有利な点を生かして、高品質な製品の安定供給に邁進しています。

■企業概要

社名: 日本製紙株式会社 石巻工場
設立: 昭和13年1月
所在地: 宮城県石巻市南光町二丁目2-1
本社所在地: 東京都千代田区駿河台4-6 (御茶ノ水ソラシティ)
工場従業員数: 512名(平成26年5月1日現在)

1. 電子マニフェスト導入経緯

当工場では、年間約4,800件の紙マニフェストを発行していました。排出される廃棄物は、多種にわたりますが、主に発電ボイラー等から発生する燃え殻・ばいじんとなります。マニフェスト発行処理に手間がかかること、収集運搬業者から処分業者へとマニフェストが渡り排出事業者に戻ってくるまでに時間を要すること、マニフェストが紛失する危険性があることなど従来の紙マニフェストでは、他の業務を抱えるなか担当者一人で管理を行うことが、難しい状況でした。



当工場では、コンプライアンス順守の観点から、以前より電子マニフェストの導入を検討してきました。電子マニフェスト自体の運用面、コスト面、管理面への不安、また委託契約をしている収集運搬・処分業者の全てが電子マニフェストに対応できるか

否かなど、様々な問題を抱えるなか、平成21年4月にJWNETに加入しました。

ただし、この時点では、収集運搬・処分業者との調整を図れておらず、見切り発車となりました。

しかし、多量に取り扱うマニフェストの作業効率と法令順守の問題を解決するため電子化に着手しました。

2. 取組内容

(1) 収集運搬業者、処分業者への働きかけ

電子化着手の時点において、契約していた収集運搬・処分業者のうち数社は、いずれも電子マニフェストには対応していませんでした。電子マニフェストの利用には経費が必要となることや、パソコンでのマニフェスト管理という新しいシステムに対する抵抗もあったようです。

そのため、電子化に向けて何度も協議を重ね、時には収集運搬・処分業者に対して、運用の仕組みについて説明し、理解と協力を求めました。

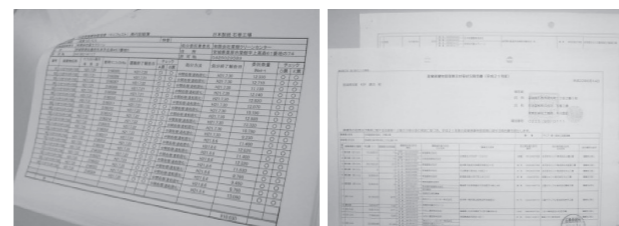
(2) 電子マニフェストへの移行・運用

平成21年1月から、収集運搬・処分業者のうち、収集運搬業と処分業の許可を有する1社と協議・調整を行い、同年4月から電子マニフェストによる取引を開始しました。また、マニフェストの全

発行枚数における電子化率の目標を、平成22年度上期80%、平成22年度下期99%ととして取り組みました。導入可能な収集運搬・処分業者への横展開も実施していたなか、東日本大震災によって工場が被災し、復旧作業により発生した災害廃棄物の処理においては、収集運搬・処分業者も同様に被災しており、電子マニフェストシステムが使えない状況が続き、一時的に紙マニフェスト使用の増加もありました。更には、自社のバースが壊滅的な被害を受け、復旧を見合わせたことにより、船輸送からトラック輸送に全面的に切り替わったこともマニフェストの電子化率に大きく影響しました。しかし、本格運用から5年が経過した現在では、電子化率は99%となっており、順調に運用を続けています。

3. 電子マニフェスト導入メリット

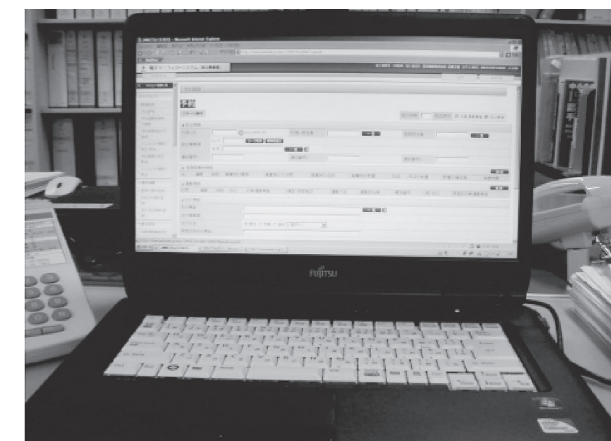
確 実	・マニフェスト情報は情報処理センター保存 ・データ改ざんが防止でき、不適切なマニフェストの登録・報告を防止
安 心	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要
し っ かり	・システムで入力項目を確認し、マニフェストの入力漏れを防止 ・収集運搬、処分の終了など処理状況の確認が随時パソコン画面上で可能
簡 単	・入力作業が簡単、検索が容易 ・廃棄物の処理状況の確認が容易 ・マニフェスト情報をCSV形式で抽出、自由に活用 ・マニフェストの保存が不要



■ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書が不要

4. 電子マニフェストの課題

当工場では約99%電子マニフェストの運用が可能になったものの、処理業者のなかには電子化の環境が整わない処理業者もいることを理由に、依然として紙マニフェストでの運用となっており、紙マニフェストの管理業務が無くなったわけではありません。小規模の処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さいと捉えられ、導入を躊躇していることも、利用が進みにくい状況となっています。



5. 最後に

電子マニフェストを導入したことで、マニフェストの保存が不要となり事務作業が軽減、また廃棄物の処理状況が簡単に把握でき確認業務が簡易になったという事務処理の効率化が図れ、更にはマニフェスト情報の記載漏れがなくなり、コンプライアンス上も大変なメリットがあると考えています。このようにとても便利なものになってきましたが、排出事業者責任がなくなったわけではありません。排出責任者として管理・責任があることを認識し、今後も適正且つスムーズな産廃処理に努めていきます。